

定期報告の対象となる建築物と報告時期

(建築基準法第12条第1項、茨城県建築基準法等施行細則第5条、附則より)

建築物の用途		規模 下記の条件のうち、いずれか1つ以上に該当するもの				報告時期
		政令(国)指定 該当用途部分が避難階のみにあるものは対象外		特定行政庁(茨城県知事)指定 該当用途部分が避難階のみにあっても対象		
		特定の階でその用途に供する部分(100㎡超のものに限る)を有するもの	一定規模以上の床面積を有するもの(Aはその用途に供する部分の床面積の合計を示す)	特定の階でその用途に供する部分(100㎡超のものに限る)を有するもの	一定規模以上の床面積を有するもの(Aはその用途に供する部分の床面積の合計を示す)	
1	劇場、映画館又は演芸場	地階又は3階以上の階 主階が1階にないもの	客席 $A \geq 200 \text{ m}^2$	地階若しくは3階以上の階 主階が1階にないもの	$A \geq 500 \text{ m}^2$	R5年度 その後 3年毎(R8、R11…)
2	観覧場(屋外観覧場は除く。)、公会堂又は集会場	地階又は3階以上の階	客席 $A \geq 200 \text{ m}^2$	地階若しくは3階以上の階	$A \geq 1,000 \text{ m}^2$	
3	病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)※	地階又は3階以上の階	2階に $A \geq 300 \text{ m}^2$	地階若しくは3階以上の階	$A \geq 1,000 \text{ m}^2$	R4年度 その後 3年毎(R7、R10…)
4	ホテル又は旅館	地階又は3階以上の階	2階に $A \geq 300 \text{ m}^2$	地階若しくは3階以上の階	$A \geq 1,000 \text{ m}^2$	R3年度 その後 3年毎(R6、R9…)
5	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (告示第240号第1第2項第1号の用途) 【共同住宅、寄宿舎】	地階又は3階以上の階	2階に $A \geq 300 \text{ m}^2$	—	—	R3年度 その後 3年毎(R6、R9…)
6	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (告示第240号第1第2項第2号～第9号の用途) 【助産施設、各種老人ホーム、障害者支援施設等】	地階又は3階以上の階	2階に $A \geq 300 \text{ m}^2$	地階若しくは3階以上の階	$A \geq 1,000 \text{ m}^2$	R5年度 その後 3年毎(R8、R11…)
7	児童福祉施設等 (6に掲げるもの以外)	—	—			
8	学校又は体育館 (学校に付属するものに限る)	—	—	地階若しくは3階以上の階	$A \geq 2,000 \text{ m}^2$	R3年度 その後 3年毎(R6、R9…)
9	体育館 (学校に付属するものを除く)	3階以上の階	$A \geq 2,000 \text{ m}^2$			
10	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	3階以上の階	$A \geq 2,000 \text{ m}^2$	地階若しくは3階以上の階	$A \geq 2,000 \text{ m}^2$	R5年度 その後 3年毎(R8、R11…)
11	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階又は3階以上の階	2階に $A \geq 500 \text{ m}^2$ $A \geq 3,000 \text{ m}^2$	地階若しくは3階以上の階	$A \geq 1,000 \text{ m}^2$	R4年度 その後 3年毎(R7、R10…)
12	事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る。)	—	—	地階若しくは3階以上の階	—	R4年度 その後 3年毎(R7、R10…)

※病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)には、介護老人保健施設を含む。

(注意)

・複数の用途(事務所は除く)に供する建築物にあつては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。